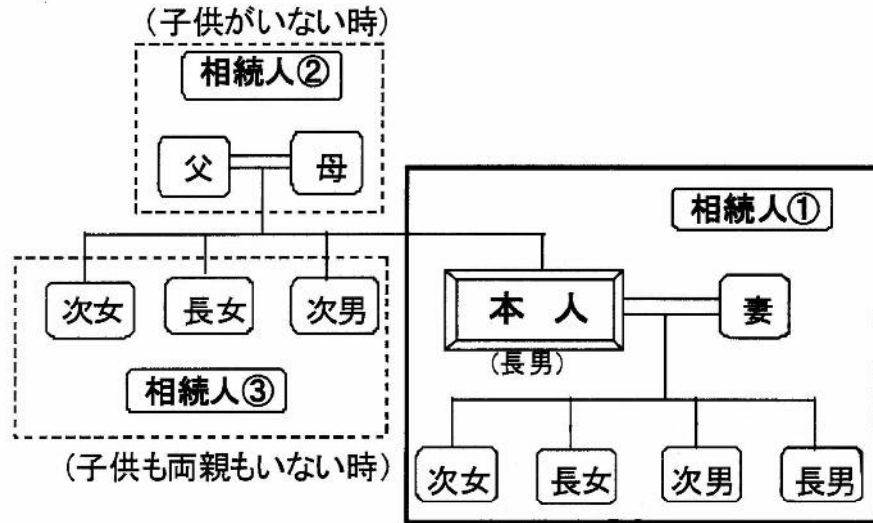


② 相続に関する必要書類



※この他に代襲相続のケースがあります

申請の順序

[抹消の場合]

相続移転登録 → 抹消登録

[移転登録の場合]

①相続移転登録

②相続移転登録 → 移転登録

1. 所有者（本人）の**除籍謄本**
[本人の生死及び相続権利者の確認]
※除籍謄本に相続権利者全員が載っていない場合は、
原戸籍謄本が必要です。
2. **遺産分割協議書**
※相続権利者全員の実印の押印が必要です。
3. 相続人の**印鑑証明書**
4. 申請に際しては、相続人の**委任状・譲渡証明書**（第三者に譲渡する場合）が必要です。

※「相続移転登録」の場合、相続人の住所が所有者（本人）と違う時は、**車庫証明書**が必要です。

※「永久抹消登録」をする場合は、上記の「1」の書類の他に、相続人一名の**印鑑証明書、委任状及び移動報告番号（解体報告記録年月日）**、で手続きできます。

（相続移転登録は省略）

※共同相続、相続権利者に未成年がいる場合、その他不明な点がございましたら登録窓口までご相談下さい。